

高畠町告示第246号

令和7年度高畠町LED防犯灯修繕等補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年12月11日

高畠町長 高梨 忠博

令和7年度高畠町LED防犯灯修繕等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、夜間の安全確保と犯罪防止を目的として自治会等が行うLED防犯灯の修繕等に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、高畠町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号）に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) LED防犯灯 夜間不特定多数の人が通行する道路や多数の住民が集まる公共的な場所等で、夜間通行に支障がある場所及び防犯上必要とされる場所に設置するLEDが光源となる照明灯をいう。
- (2) 自治会等 常日頃よりLED防犯灯の管理を行っている自治会、大字自治会、防犯団体等をいう。
- (3) 地区柱 LED防犯灯を設置するために自治会等で建てた鋼管ポール等をいう。

(補助対象物件)

第3条 補助金の交付の対象となるLED防犯灯は、自治会等が電気代を支払い、維持管理している防犯灯とする。ただし、公民館等の玄関前照明を除くものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、LED防犯灯の修繕等に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 故障等により不点灯となっているLED防犯灯具の交換に関するもの
- (2) LED防犯灯の引込ケーブル等の破損の修繕に関するもの
- (3) LED防犯灯の移設に関するもの
- (4) LED防犯灯の取付向きや位置の変更に関するもの

2 次の各号いずれかに該当する経費については、補助対象事業としないものとする。

(1) 地区柱の設置等に関するもの

(2) この要綱以外の制度により補助金等の交付を受けるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1の額とする。ただし、1基につき25,000円を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度高畠町LED防犯灯修繕等補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) LED防犯灯の設置場所を明示した地図

(2) 事業の実施に係る見積書の写し（内訳がわかるもの）

(3) 自治会等で管理していることが証明できる書類

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、補助金の額を決定し、申請者に対して令和7年度高畠町LED防犯灯修繕等補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定に当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第8条 申請者は、LED防犯灯に関する工事が完了したときは、令和7年度高畠町LED防犯灯修繕等補助金実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業の実施状況写真（施工前・施工後）

(2) 工事に係る費用の領収書及び内訳書（写し）

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の報告があったときは、その内容を審査及び現地調査を行い、適當と認めるときは、補助金の額を確定し、令和7年度高畠町LED防犯灯修繕等補助金交

付額確定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者は、令和7年度高畠町LED防犯灯修繕等補助金交付請求書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（1）提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。

（2）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 申請者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

（関係書類の整備）

第12条 申請者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 申請者は、当該事業により取得した財産を適正に管理し、設置後5年間は補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。